

1 目的

西原村耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、村民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、西原村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、西原村耐震改修促進計画Ⅱ-1 に基づき策定する。

3 平成31年度の計画

取組内容	財政的支援	
	耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行う住宅所有者等に対して補助を行う。	
取組内容	普及啓発等	
	①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 - 平成31年度は村全ての住宅所有者にダイレクトメールを送付（固定資産税の納税通知書等に啓発チラシを同封） ②耐震診断実施者に対する耐震化促進 - 耐震診断結果報告時にリーフレットを配布※ - 平成31年度は平成30年度までに耐震診断実施後、耐震改修を行っていない者にダイレクトメールを送付（①共通取組） ③改修事業者の技術力向上等 - 県が開催した技術者向け講習会の受講者リストを西原村HPへ掲載 - 工事業情報情報を容易に取得できるよう、耐震診断結果報告時に配布するリーフレットにリフォーム評価ナビ等、国交省補助事業採択サイトのアドレスを記載 ④一般への周知普及 - 広報誌を活用し補助事業の周知を実施 - 防災イベント等において補助事業のブース展示を実施 - 補助事業に関するリーフレット等の作成・配布 - HPアドレス：https://www.vill.nishihara.kumamoto.jp/living/life/_3036/_3065.html	
目標	- 耐震診断実施：30戸※ - 耐震改修設計費補助：5戸 - 耐震改修工事費補助：5戸	- 設計改修工事一括補助：5戸 - 建替え設計工事一括補助：5戸 - 耐震シェルター工事補助：3戸

※熊本県が実施する戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業により実施